

# 戸籍に記載する氏名の振り仮名の通知を送付します

総合窓口課 ☎048(473)1496

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。これに伴い、5月26日から8月末頃までに本籍地の市区町村から、戸籍に記載予定の氏名の振り仮名に関する通知が発送されます。

## 氏名の振り仮名をご確認ください

通知が届いたら、氏名の振り仮名を確認し、誤りがある場合は必ず届出をしてください。なお、通知の振り仮名が正しい場合は届出不要です。詳しくは、市ホームページ及び送付された通知をご覧ください。



**届出期間** 令和8年5月25日(月)まで

▼振り仮名の届出に手数料はかかりません。また、届出をしなかったとしても罰則や罰金はありませんが、令和8年5月26日以降は、通知の振り仮名を戸籍に記載します。

▼振り仮名の届出にあたって法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。 ▲市ホームページ

# 児童手当を引き続き受給するには現況届の提出が必要です(一部対象者のみ)

子ども支援課 ☎048(473)1784

現況届は、毎年6月1日時点の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

**提出期間** 6月2日(月)～30日(月)

### 対象

- ①18歳年度末から22歳年度末までの「学生以外」の子どもがいて、多子加算を受ける人
- ②離婚協議中で配偶者と別居している人
- ③児童福祉施設や里親の受給者

▼そのほか養育状況の確認が必要な人など、提出が必要な人に対して、5月末に通知を送付しています。

**提出方法** 提出期間中に児童手当現況届を電子申請、郵送または直接、子ども支援課へ

- ▼①の人は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出してください。
- ▼②の人は「児童手当の受給資格に係る申立書(同居父母)」も提出してください。



▲市ホームページ

# 6月は志木市男女共同参画推進月間です

人権推進室 ☎048(456)6020

一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、この機会に職場や学校、地域、家庭などにおける男女共同参画について考えてみませんか。

## パネル展示「多様な性 知っていますか？」

**とき** 6月9日(月)～13日(金)

**ところ** 市役所4階展望ロビー

## 男女共同参画に関する図書館テーマ展示

**とき** ①6月1日(日)～29日(日) ②6月1日(日)～7月31日(木) (①・②とも月曜日、6月27日(金)を除く)

**ところ** ①いろは遊学図書館 ②柳瀬川図書館

